

浦安市保育の必要性に関する基準について(骨子案)

平成26年7月1日

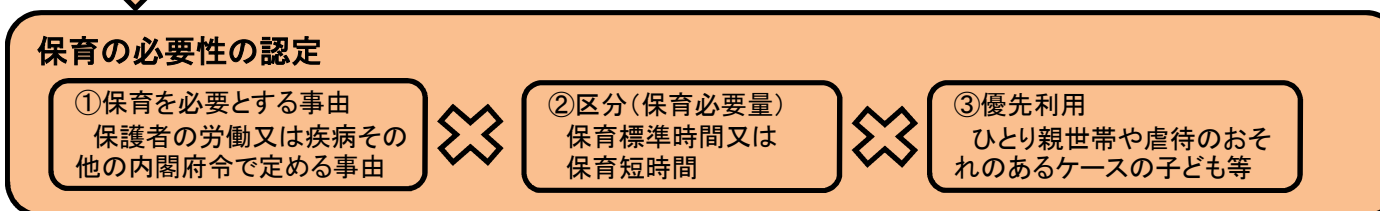
こども部 保育幼稚園課

1. 支給認定と保育の必要性の認定について

新制度では、保育所等の教育・保育施設や小規模保育等の地域型保育事業の利用を希望する保護者の方に、子どもの年齢や保育の必要性に応じた支給認定を受けていただきます。認定区分等は下表のとおりです。

支給認定区分	対象	保育の必要の有無	主な利用先(*)
1号 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

* 特例(給付)として上記以外の利用先を利用の場合あり。



2. 保育の必要性の認定に係る基準の制定に当たって

保育を必要とする事由については、国が内閣府令で定めることとなっています。区分(保育必要量)については、就労時間の下限及び優先利用については、国基準案を勘案し市区町村で定めることとなっています。

3. 保育の必要性の認定に係る基準と市の考え方

【保育の必要性の認定の「事由」】

項目	現時点で検討されている 国の基準	浦安市の 基準案
事由を確認 する対象者	保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当すること。	⇒国に従う 保護者本人の事由により判断することを基本とし、同居親族等により保育が可能な場合、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整するため、利用調整指数を減点する。
事由	<ul style="list-style-type: none"> ・一月において、48時間から64時間(*)までの範囲内で市町村が定める時間以上就労していること ・妊娠中である又は出産後間がないこと ・疾病にかかり又は障害を有していること ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること ・災害復旧に当たっていること ・求職活動をしていること ・就学していること ・虐待のおそれがあること ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ・その他これらに類するものとして市町村が定める事由に該当すること <p>* 経過措置として48時間未満または64時間超の市町村が定める時間以上とすることが可能。</p>	⇒国に従う その他これらに類するものとして市町村が定める事由について、現在のところ規定する予定はなし。 「一月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間」については、次頁の「区分」において検討する。

【保育の必要性の認定の「区分」】

項目	現時点で検討されている 国の基準	浦安市の 基準案
<p style="text-align: center;">区分 (保育必要量)</p>	<p>【保育標準時間】 ・就労時間の下限は1週あたり30時間程度とすることを基本とする ・保育必要量は、1日11時間までの利用に対応、1か月あたり平均275時間(最大292時間・最低212時間)とする。</p> <p>【保育短時間】 ・就労時間の下限は1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする ・保育必要量は、1日8時間までの利用に対応、1か月あたり平均200時間(最大212時間)とする</p> <p>* 保育必要量は、それぞれの家庭の就労状況等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものである。</p> <p>* 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じる。</p>	<p>⇒【保育標準時間】における就労時間の下限は国の詳細な基準が示された後検討していく。</p> <p>【保育短時間】における就労時間の下限は1か月64時間とする。その他の部分は、国に従う</p> <p>現在の保育所・家庭的保育事業を利用できる就労時間の下限が1か月75時間(1日5時間×月15日)であり、64時間であれば、新制度後も引き続き保育の利用ができることとなる。</p>

【保育の必要性の認定の「優先理由」】

項目	現時点で検討されている 国の基準	浦安市の 基準案
優先利用の 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、措置制度を併せて活用することとする。 	<p>⇒国に従う</p> <p>現行の保育所・家庭的保育事業は、(調整)指数による入所・利用審査を行っており、新制度でも引き続き(調整)指数による利用調整を行うこととする。</p>
優先利用の 対象事項	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等) ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け 例) <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合 ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 (連携施設に関する経過措置) 	<p>⇒「優先利用」の対象事項やその優先度の比重は、国の基準と現行の市基準などを勘案し、今後検討していく。</p>

項目	現時点で検討されている 国の基準	浦安市の 基準案
<p>(前頁続き)</p> <p>優先利用の 対象事項</p>	<p>⑨その他市町村が定める事由</p> <p>*このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)を考慮することも考えられる</p> <p>*また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども利用に当たって配慮することも考えられる</p> <p>*併せて、放課後児童クラブの指導員等の子ども利用に当たって配慮することも考えられる</p>	

4. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日とする。